奈良市地球温暖化対策地域協議会会則

［名称］
第１条　この会の名称は、「奈良市地球温暖化対策地域協議会」（通称「ならエコ・エコの和」あるいはＮＥＷ）（以下「本会」という。）とする。

［目的］
第２条　本会は、地域住民、市民団体、事業者、行政等の幅広い連携・協働の場を作り、協議し、計画・実施することにより、地球温暖化対策等の活動を推進し、持続可能な社会をめざす。

［事業等］
第３条　前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1)　地球温暖化対策等に関する情報の収集・分析・発信
2)　市民、事業者等の啓発、および温暖化対策についての助言、情報提供
3)　その他、本会の目的達成に必要な事業
4)　他の団体などとの協働活動

［会員］
第４条　本会の会員は、目的に賛同する奈良市および近隣地域の住民・団体、事業者、行政、学識経験者等をもって構成する。

［役員］
第５条　本会に次の役員を置く。
1)　会長　　１名
2)　副会長　　２名
3)　会計　　１名
4)　幹事　　若干名（会長、副会長、会計を含む。）
5)　会計監査　　２名
２　会長は、本会を代表し業務を統括する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。
４　会計は、本会の会計を管理する。
５　幹事は、本会の運営に当たる。
６　会計監査は、本会の会計事務を監査する。

［役員の任期・報酬］
第６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　役員は無報酬とする。

［役員の選出］
第７条　本会の役員は、会員の互選により総会において選出する。
２　会長、副会長、会計については、役員を選出後、幹事の互選により総会において承認を得る。

［会の組織］
第８条　本会の運営のために、総会と幹事会を置く。

［総会］
第９条　総会は会員をもって構成する。
２　総会は、会長が招集し、毎事業年度ごとに１回開催する。
３　総会は、２分の１以上の会員の出席（委任状を含む。）で成立する。
４　総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
５　やむを得ない事情のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
６　必要に応じて、臨時総会を開催できる。

［総会の議決事項］
第10条　総会は次に掲げる事項について議決する。
1)　会則の制定または改廃に関すること。
2)　役員の選出に関すること。
3)　予算及び決算に関すること。
4)　事業計画及び事業報告に関すること。
5)　前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

［幹事会］
第11条　幹事会は、総会に次ぐ意思決定機関とし、第３条に定めた事業の運営と執行に当たる。
２　必要に応じ随時開催する。

［会の運営費］
第12条　会の運営は、会員の年会費とその他の収入をもってこれに充てる。

［会員および会費］
第 13 条　会員として、個人会員、団体会員、賛助会員、特別会員をもうける。
２　年会費の額を下記の通りとする。
　　個人会員 年　　２，０００円（学生は無料）
　　団体会員 年　１０，０００円（市民団体に限り半額）
　　賛助会員 随意
　　特別会員 不要
３　賛助会員は、総会における議案の議決権を有しない。
４　特別会員は、古都奈良の象徴でもある歴史的・文化的・学術的団体であって、幹事会の推挙に応じた団体とする。

［会計年度］
第14条　会計年度は、４月１日から翌年３月 31 日までとする。

［入会］

第15条　本会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

[会員の資格の喪失]
第 16 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
1)　退会届の提出をしたとき。
2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
3)　継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

[事務局]
第17条　本会の事務を処理するため、事務局を奈良市環境都市推進部環境政策課に置く。

[解散]
第18条　本会は、総会で会員総数の４分の３以上の承認を得た決議により解散する。

[その他]
第19条　本会則に定めるものの他、本会に関して必要な事項は、幹事会に諮り、総会で議決する。

付 則
本会則は，平成 20 年 10 月 26 日から施行する。
付 則（平成 22 年 10 月 23 日改正第１号）
本会則は，平成 22 年 10 月 23 日から施行する。
付 則（平成 22 年 10 月 23 日改正第２号）
本会則は，平成 22 年 10 月 23 日から施行する。
付 則（平成 23 年 5 月 21 日改正）
本会則は，平成 23 年 5 月 21 日から施行する。
付 則（平成 24 年 5 月 19 日改正）
本会則は，平成 24 年 5 月 19 日から施行する。
付 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）
本会則は，平成 28 年 5 月 27 日から施行する。
付 則（令和 3 年 5 月 26 日改正）
本会則は，令和 3 年 5 月 26 日から施行する。
付 則（令和 5 年 5 月 24 日改正）
本会則は，令和 5 年 5 月 24 日から施行する。
付 則（令和 8 年 5 月 26 日改正）
本会則は，令和 8 年 5 月 26 日から施行する。